

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定)</p> <p><u>第6条の2 市長は、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、当該事業を行う者(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29以下であるものの開設者)の申請により、当該指定を行う。</u></p> <p>(指定地域密着型サービス事業者の指定基準)</p> <p><u>第6条の3 地域密着型サービス事業を行う者から指定の申請があつた場合において、市長が指定する者として法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準)</p> <p><u>第6条の4 地域密着型介護予防サービス事業を行う者から指定の申請があつた場合において、市長が指定する者として法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>以下省略</p>